

令和8年度放課後児童クラブ（学童クラブ）の児童を募集します

1. 対象児童

吉岡町に住所を有する小学1年生～6年生までの児童で、保護者の労働等により家庭が留守となる児童

2. 申請書受付期間

令和7年11月1日（土）～11月29日（土）

3. 提出書類

【入所申請書】 入所希望児童1人につき1部

【就労証明書】 父、母・同居親族（同じ住所地で別世帯、同一敷地内含む）
複数の児童の申請の場合、全ての児童氏名を記入し保護者1人
につき1部提出。下の学年の児童に添付。**上の学年の児童にはコピーを添付してください。**

※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、**家族以外の人**が証明する**就労証明書が必要になることがあります。**

※居宅外で自営業を営んでいる場合は、事業がわかる書類（営業許可書、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写し等）を添付してください。

【その他書類】（該当する場合のみ）

病気等	医師の診断書、障害者手帳等の写し
同居の病人の介護	介護を受ける方の「診断書」、「障害者手帳の写し」、「介護保険被保険者証の写し・介護スケジュール」など
出産	出産予定日の入った医師の「診断書」または出産予定日が記載された「母子手帳の写し」など
就学	就学先機関が発行した「在学（通学）証明書」、「授業のカリキュラムの写し」など

4. 学童クラブ一覧及び運営主体

	対象 校区	クラブ名	住所	運営主体
公 設 民 営	駒 寄 小	駒寄第1学童クラブ	吉岡町大久保 2338 番地 12（1 階）	指定管理者 吉岡町社会福祉協議会 吉岡町大字南下1333番地4 電話 0279-54-3930
		駒寄第2学童クラブ	吉岡町大久保 2338 番地 12（2 階）	
		駒寄第3学童クラブ	吉岡町漆原1387番地	
	明 治 小	明治学童クラブ 明治第2学童クラブ	吉岡町北下 476 番地 1 吉岡町北下 438 番地 1	

5. 申請書類等の取得方法

- ・吉岡町社会福祉協議会の窓口またはホームページから取得。

6. 申請書提出先及び受付時間等

クラブ名	提出先及び受付時間
駒寄第1、第2、第3学童クラブ 明治学童クラブ 明治第2学童クラブ	【新規申請】 吉岡町社会福祉協議会 吉岡町大字南下1333番地4 電話 0279-54-3930 午前8時30分～午後5時15分 日・祝祭日除く 【継続申請】 現在所属の各学童クラブ

- ※1 入所決定は先着順ではありません。
 ※2 申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育の必要性が高い児童を優先します。
 ※3 公設民営のクラブと民設民営のクラブの同時申請はできません。
 ※4 入所決定通知又は不承諾通知は令和8年1月下旬頃に郵送します。

7. 学童クラブの保育時間

クラブ名	保育時間
駒寄第1、第2、第3学童クラブ 明治学童クラブ 明治第2学童クラブ	・平日 下校時～午後6時30分 ・土曜日 午前7時30分～午後6時30分 ・春季・冬季及び夏季休業日 午前7時30分～午後6時30分

8. 休所日

- ・日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- その他指定する日（災害時等）

9. 保育料等

クラブ名	保育料
駒寄第1、第2、第3学童クラブ 明治学童クラブ・明治第2学童クラブ	月額7,500円 （おやつ代込み）

※その他、クラブ活動に必要な費用を負担していただく場合があります。

10. 問合せ先

クラブ名	連絡先
駒寄第1、第2、第3学童クラブ 明治学童クラブ・明治第2学童クラブ	吉岡町社会福祉協議会 電話 0279-54-3930

11. その他

駒寄幼稚園学童クラブ「イーハトーブ」（電話：0279-54-7144）について、

直接施設にお問い合わせください。